

東海市水防計画変更新旧対照表

(令和 6 年度 (2024 年) 変更)

頁	変 更 前	変 更 後	備 考
1	第1章 総則 (略)	第1章 総則 (略)	大田樋門の廃止に伴う削除
3	第2章 水防組織 (略)	第2章 水防組織 (略)	
4	第3章 水防上の注意箇所 (略)	第3章 水防上の注意箇所 (略)	
8	第4章 水防活動 (略)	第4章 水防活動 (略)	
	第3節 観測 (略) (1) 土留木川樋門、大田川樋門、信濃川樋門、 大田樋門 及び南柴田樋門については操作委託を受けた分団長等が、天白川・大田川・中川・渡内川・上野新川及び横須賀新川については都市建設部及び水道部において降雨が激しく増大するおそれのあるときは、氾濫注意水位（警戒水位）に達する迄の間は1時間毎に水防本部に報告する。 (略)	第3節 観測 (略) (1) 土留木川樋門、大田川樋門、信濃川樋門（ 削除 ）及び南柴田樋門については操作委託を受けた分団長等が、天白川・大田川・中川・渡内川・上野新川及び横須賀新川については都市建設部及び水道部において降雨が激しく増大するおそれのあるときは、氾濫注意水位（警戒水位）に達する迄の間は1時間毎に水防本部に報告する。 (略)	

14	第5章 水防施設 (略)				17	第5章 水防施設 (略)				消防団詰所の 建替等に合わ せた変更
	第2節 消防団詰所					第2節 消防団詰所				
	分団名	所在地	構造及び面積	管轄区域		分団名	所在地	構造及び面積	管轄区域	
	第1分団	名和町山東13-1	鉄筋外造平屋建 59.40㎡	南柴田町、新住町、名和町、浅山		第1分団	名和町山東13-1	鉄筋外造平屋建 59.40㎡	南柴田町、新住町、名和町、浅山	
	第2分団	荒尾町下り松1-10	鉄筋外造2階建 84.22㎡	荒尾町(通称加家の区域を除く)、富貴ノ台四丁目、五丁目		第2分団	荒尾町下り松1-10	鉄筋外造2階建 84.22㎡	荒尾町(通称加家の区域を除く)、富貴ノ台四丁目、五丁目	
	第3分団	富貴ノ台二丁目35	鉄筋外造2階建 68.68㎡	荒尾町(通称加家の区域に限る)、東毎町、富貴ノ台一丁目、二丁目、三丁目、六丁目、中央町三丁目		第3分団	富貴ノ台二丁目35	鉄筋外造2階建 68.68㎡	荒尾町(通称加家の区域に限る)、東毎町、富貴ノ台一丁目、二丁目、三丁目、六丁目、中央町三丁目	
	第4分団	富木島町向イ3-3	鉄筋外造2階 65.00㎡	富木島町、中央町五丁目、六丁目(中央町町内会の区域を除く)		第4分団	富木島町向イ3-3	鉄筋外造2階建 65.00㎡	富木島町、中央町五丁目、六丁目(中央町町内会の区域を除く)	
	第5分団	大田町蟹田114	鉄筋外造2階建 70.40㎡	大田町、中央町一丁目、二丁目、四丁目、六丁目(中央町町内会の区域に限る)、七丁目		第5分団	大田町後田1176	鉄筋外造2階建 70.40㎡	大田町、中央町一丁目、二丁目、四丁目、六丁目(中央町町内会の区域に限る)、七丁目	
	第6分団	高横須賀町東屋敷62-4	鉄筋外造2階建 70.58㎡	高横須賀町、中ノ池		第6分団	高横須賀町東屋敷62-4	鉄筋外造2階建 70.58㎡	高横須賀町、中ノ池	
	第7分団	元浜町16	鉄筋外造2階建 78.08㎡	横須賀町、元浜町、養父町		第7分団	元浜町16	鉄筋外造2階建 78.08㎡	横須賀町、元浜町、養父町	
第8分団	加木屋町唐曲1-6	木造平屋建 48.78㎡	加木屋町	第8分団	加木屋町一本木19-5	鉄骨造2階建 73.60㎡	加木屋町			
(略)				(略)						
第6章 水防警報				第6章 水防警報				愛知県水防計画に合わせた変更		
第1節 水防警報の意義				第1節 水防警報の意義						
指定河川、海岸について・・・災害が 起こる おそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。(水防法第16条第1項)				指定河川、海岸について・・・災害が 発生する おそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。(水防法第16条第1項)						
(略)				(略)						

19	第3節 水防警報を発する基準								第3節 水防警報を発する基準								愛知県水防計画に合わせた変更		
	1 知事が水防警報を行う河川								1 知事が水防警報を行う河川										
	河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	出動水位	氾濫危険水位	堤防高	発表者	河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	出動水位	氾濫危険水位		堤防高	発表者
	天白川	天白川	名古屋市南区中江二丁目(右岸7.37km付近)	T.P 2.90m	T.P 3.95m	T.P 4.90m	T.P 6.05m	T.P (下流に向かって)左側8.94m 右側8.94m	尾張建設事務所長	天白川	天白川	名古屋市南区中江二丁目(右岸7.37km付近) ※危険箇所左右岸5.40km付近	T.P 3.20m	T.P 4.30m	T.P 5.15m	T.P 6.50m		T.P (下流に向かって)左側8.94m 右側8.94m	尾張建設事務所長
	(略)								※修正前は、危険箇所左岸9.77km付近 (略)										
	第7章 洪水予報 (略)								第7章 洪水予報 (略)										
	第3節 洪水予報に関する基準地点								第3節 洪水予報に関する基準地点										
	(水位はT.P)								(水位はT.P)										
	河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位(通報水位) m	氾濫注意水位(警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m		河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位(通報水位) m	氾濫注意水位(警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m				
	天白川	天白川	名古屋市南区中江二丁目(右岸7.37km付近)	2.90	3.95	4.90	6.05		天白川	天白川	名古屋市南区中江二丁目(右岸7.37km付近) ※危険箇所左右岸5.40km付近	3.20	4.30	5.35	6.50				
									※修正前は、危険箇所左岸9.77km付近										

<p>21</p> <p>24</p> <p>26</p> <p>27</p>	<p>第 8 章 水位情報の周知 (略)</p> <p>第 3 節 水位情報の周知を行う水位観測所における基準水位</p> <p>1 知事が指定した河川 (追加) (略) (追加)</p> <p>第 9 章 通報連絡 (略)</p> <p>第 10 章 避難 (略)</p> <p>第 11 章 他の水防機構との協力支援 (略)</p>	<p>第 8 章 水位情報の周知 (略)</p> <p>第 3 節 水位情報の周知を行う水位観測所における基準水位</p> <p>1 知事が指定した河川 (1) 基準観測所の基準水位 (略) (2) 基準水位の読替え表 基準観測所の水位計が被災等により正常に水位を観測することができない場合は、近傍の危機管理型水位計の水位により、水位周知を行う。基準観測所と危機管理型水位計の対応関係及び危機管理型水位計地点における基準水位は下表による。</p> <table border="1" data-bbox="1061 619 1863 935"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="5">基準水位 (m)</th> </tr> <tr> <th>水防団 待機水位 (通報)</th> <th>氾濫注意 水位 (警戒)</th> <th>出動水位</th> <th>避難判断水 位</th> <th>氾濫危険 水位 (洪水特 別警戒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">扇川</td> <td>鳴海</td> <td>T. P. 1. 4 0</td> <td>T. P. 2. 5 0</td> <td>T. P. 2. 8 5</td> <td>T. P. 2. 8 5</td> <td>T. P. 3. 5 0</td> </tr> <tr> <td>相生橋</td> <td>- 6. 1 0</td> <td>- 5. 0 0</td> <td>- 4. 6 5</td> <td>- 4. 6 5</td> <td>- 4. 0 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※相生橋の水位は、堤防天端からの高さを示した値</p> <p>第 9 章 通報連絡 (略)</p> <p>第 10 章 避難 (略)</p> <p>第 11 章 他の水防機構との協力支援 (略)</p>	河川名	観測所名	基準水位 (m)					水防団 待機水位 (通報)	氾濫注意 水位 (警戒)	出動水位	避難判断水 位	氾濫危険 水位 (洪水特 別警戒)	扇川	鳴海	T. P. 1. 4 0	T. P. 2. 5 0	T. P. 2. 8 5	T. P. 2. 8 5	T. P. 3. 5 0	相生橋	- 6. 1 0	- 5. 0 0	- 4. 6 5	- 4. 6 5	- 4. 0 0	<p>愛知県水防計画に合わせた変更</p>
河川名	観測所名	基準水位 (m)																										
		水防団 待機水位 (通報)	氾濫注意 水位 (警戒)	出動水位	避難判断水 位	氾濫危険 水位 (洪水特 別警戒)																						
扇川	鳴海	T. P. 1. 4 0	T. P. 2. 5 0	T. P. 2. 8 5	T. P. 2. 8 5	T. P. 3. 5 0																						
	相生橋	- 6. 1 0	- 5. 0 0	- 4. 6 5	- 4. 6 5	- 4. 0 0																						

28	<p>第12章 水防訓練及び水門の監視 (略)</p> <p>第2節 水門の監視 (略)</p> <p>2 消防団等は、次に定めるところにより水門操作を適正に行い、津波、波浪その他海水の浸入を防止するとともに洪水の疎通を調整し、災害の発生を防止するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="264 411 999 799"> <thead> <tr> <th>水門の名称</th> <th>監視団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土留木川樋門</td> <td>第1分団</td> </tr> <tr> <td>大田川樋門</td> <td>第5分団</td> </tr> <tr> <td>信濃川樋門</td> <td>第7分団</td> </tr> <tr> <td>大田樋門</td> <td>大田町内会</td> </tr> <tr> <td>南柴田樋門</td> <td>委託業者</td> </tr> <tr> <td>東海海岸門扉</td> <td>委託業者</td> </tr> </tbody> </table>	水門の名称	監視団体等	土留木川樋門	第1分団	大田川樋門	第5分団	信濃川樋門	第7分団	大田樋門	大田町内会	南柴田樋門	委託業者	東海海岸門扉	委託業者	<p>第12章 水防訓練及び水門の監視 (略)</p> <p>第2節 水門の監視 (略)</p> <p>2 消防団等は、次に定めるところにより水門操作を適正に行い、津波、波浪その他海水の浸入を防止するとともに洪水の疎通を調整し、災害の発生を防止するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1093 411 1827 799"> <thead> <tr> <th>水門の名称</th> <th>監視団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土留木川樋門</td> <td>第1分団</td> </tr> <tr> <td>大田川樋門</td> <td>第5分団</td> </tr> <tr> <td>信濃川樋門</td> <td>第7分団</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>南柴田樋門</td> <td>委託業者</td> </tr> <tr> <td>東海海岸門扉</td> <td>委託業者</td> </tr> </tbody> </table>	水門の名称	監視団体等	土留木川樋門	第1分団	大田川樋門	第5分団	信濃川樋門	第7分団	(削除)	(削除)	南柴田樋門	委託業者	東海海岸門扉	委託業者	<p>大田樋門の廃止に伴う削除</p>
水門の名称	監視団体等																														
土留木川樋門	第1分団																														
大田川樋門	第5分団																														
信濃川樋門	第7分団																														
大田樋門	大田町内会																														
南柴田樋門	委託業者																														
東海海岸門扉	委託業者																														
水門の名称	監視団体等																														
土留木川樋門	第1分団																														
大田川樋門	第5分団																														
信濃川樋門	第7分団																														
(削除)	(削除)																														
南柴田樋門	委託業者																														
東海海岸門扉	委託業者																														
30	<p>第13章 公用負担 (略)</p>	<p>第13章 公用負担 (略)</p>																													
32	<p>第14章 水防実施報告 (略)</p>	<p>第14章 水防実施報告 (略)</p>																													